

各位

2018年7月6日
maneoマーケット株式会社

証券取引等監視委員会による勧告について

表題の件につきまして下記の通りお知らせ致します。

記

本日、証券取引等監視委員会は、当社に対する検査の結果を踏まえ、当社に行政処分を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して勧告いたしました。

今般の証券取引等監視委員会の勧告において指摘を受けた問題点は、グリーンインフラレンディング社を営業者とするファンドに関し、最終貸付先企業が、ファンドの取得勧誘の際の事業とは異なる事業等に一部資金を使用していたこと、これにより取得勧誘画面が事実と異なる表示となっていたこと、上記の点を検証する態勢を当社において構築できていなかったことです。

当社は、この度の勧告を厳粛に受け止め、業務運営態勢のより一層の強化に取り組み、再発防止に向けて全社をあげて取り組んで参ります。

グリーンインフラレンディング社を営業者とするファンドに関しましては、今後、全ての投資家の皆様の保護の観点から、グリーンインフラレンディング社及び最終貸付先企業に対する要請や指導を実施するとともに、対応策の実施についての助言などのサポートを提供するなど、当社として実施しうる手段の限りを尽して参ります。

投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

以上